※本紙は改正案であり、成案となり次第、確定内容への差し替えを行います。
今後の成立過程を経て、予告なく記載内容が変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

委託業務契約書（改正案）

独立行政法人環境再生保全機構　契約担当職　理事　〇〇　〇〇（以下「甲」という。）は、〔相手方名称、代表者役職・氏名〕（以下「乙」という。）と、次の条項により「〇〇〇〇」の委託業務（以下「本委託業務」という。）について委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託期間）

第１条　委託期間は、契約締結の日から　　年　　月　　日までとする。

ただし、本契約は契約締結日にかかわらず、　　年４月１日から効力を生じるものとする。なお、契約締結日より前に乙が執行した委託費を甲が承認しない場合には、乙において負担するものとする。

２　前項の規定は、第３条第１項の共同研究機関について準用する。

（委託業務の遂行）

第２条　乙は、委託調査研究計画書に基づいて本委託業務を遂行し、その結果を甲に報告するものとする。

（共同実施契約の締結）

第３条　乙は、共同研究機関と本委託業務を共同実施するときは、必要な事項及び甲が指示する事項について、別に定める委託業務共同実施契約書又はこれと同等の共同実施契約書（以下「委託業務共同実施契約書等」という。）をもって、共同研究機関との間で共同実施契約を締結しなければならない。

２　乙は、共同研究機関に対し、本契約に基づき、乙が甲に負う義務と同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、共同研究機関の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。

３　乙は、共同実施契約の締結後速やかに委託業務共同実施契約書等の複本１部を甲に提出しなければならない。

（再委託等の禁止）

第４条　乙は、本委託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（委託調査研究計画の変更等）

第５条　甲は、甲の都合により、乙に委託調査研究計画の変更を行わせる必要があると認めるときは、その旨を乙に通知するものとする。

２　乙は、前項の通知を受けた場合又は第２条の委託調査研究計画書の変更（軽微なものを除く。）を必要とする事由が生じた場合においては、甲の定める委託調査研究計画変更申請書により、甲に承認申請を行い、その承認を受けなければならない。

（委託費）

第６条　甲は、乙に総額金　　円（消費税額及び地方消費税相当分を含む。）を超えない範囲内において、本委託業務の実施に要する経費（以下「委託費」という。）を支払うものとする。

２　各年度における実施期間及び委託費の上限額は、別紙「年度別委託費表」のとおりとする。

ただし委託費の上限額は、本委託業務に対し機構が行う評価により増額又は減額を行う場合がある。

なお、税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合及びその他の事由により消費税額等の算定方法に変更が生じた場合には、当該委託費は変更されるものとする。

３　第１項及び前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出されたものである。

（契約保証金）

第７条　甲は、乙に対し、本契約における契約保証金を免除する。

（委託業務実施状況の調査等）

第８条　甲は、必要があると認めたときは、本委託業務の実施について、乙から報告若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員に命じてその実施状況を調査させ、若しくは会計帳簿の閲覧その他の検査を行わせることができる。

２　前項の規定は、第３条第１項の共同研究機関について準用する。

（帳簿等）

第９条　乙は、この委託費を他の経費と区分して経理するとともに、委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、本委託業務を実施した年度の終了後５年間、その証拠書類とあわせて整理保管しなければならない。

（物品等の管理）

第１０条　乙は、本委託業務の実施に伴い取得、製造した物品等（施設、機械装置を含む。以下「物品等」という。）については、甲又は甲の指定する者に引き渡すまでの間、善良

な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2　物品等の所有権については、本委託業務が完了（本委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる本委託業務が完了するときとする。以下同じ。）又は本契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。

3　乙は、本委託業務完了までの間、物品等の維持、保管等に係る費用、公租公課を負担する。

4　第１項の物品等のうち甲が指定するものについて、乙は本委託業務が完了したときは、これを甲に返還しなければならない。

5　乙は、第１項の物品等の所有権を本委託業務が完了した後、甲の指示に従って甲又は甲の指定する者に移転しなければならない。

ただし、本委託業務の完了前においても、甲が必要とする物品等については、その所有権を甲又は甲の指定する者に移転させることができるものとする。

6　乙が第１項の物品等を亡失又は毀損したときは、その損害はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

7　乙は、本委託業務の完了後に継続して第１項の物品等を使用する場合は、甲に対し申し出るものとし、甲は乙にこれを有償で貸し渡すことができ、乙はこれを借り受けるものとする。この場合において、甲は、物品等の耐用年数経過後は乙に有償で譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。

ただし、甲が当該物品等を使用し若しくは処分する場合、又は本委託業務の完了後、引き続き甲の委託を受けた場合は、この限りではない。

8　前項にかかわらず、乙が第１項の物品等の買受を希望し、甲がこれを承認した場合は、耐用年数経過前に物品等を買い受けることができる。

9　第１項及び第６項の規定は、第７項の本委託業務の完了後に継続して第１項の物品等を使用する場合において準用するものとする。

10　前９項の規定は、第３条第１項の共同研究機関について準用する。

（履行期限延期）

第１１条　乙は、履行期限までに本委託業務を完了し得ないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なく委託業務履行期限延期承認申請書により履行期限の延期を求めることができる。

ただし、その延期日数は甲乙協議して定めるものとする。

（損害のため生じた経費の負担）

第１２条　本委託業務に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は乙が負担するものとする。

ただし、その損害が甲の責めに帰する場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

（委託調査研究成果報告書等の提出）

第１３条　乙は、本委託業務を完了したときは、委託調査研究成果報告書及び委託調査研究完了・精算報告書（以下「委託調査研究成果報告書等」という。）を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

２　甲は、提出された委託調査研究成果報告書等を審査し、内容が妥当でないと認めたときは、乙に対して遅滞なく補正を行って再提出するよう求めるものとする。

（委託費の額の確定）

第１４条　委託調査研究成果報告書等が前条に定める審査に合格したときは、甲は委託費の額を確定し、乙に通知するものとする。

２　前項の確定額は、乙が本委託業務実施に要した実支出額と別紙「年度別委託費表」に定める金額のいずれか少ない額とする。

（委託費の支払）

第１５条　委託費は、前条第１項に定める額の確定後、乙が甲の定める委託費交付請求書により行う請求に基づき支払うものとする。ただし、次項に基づき概算払があった場合、乙は、確定額から概算払いの額を減じた額を甲に請求するものとする。

２　前項本文の規定にかかわらず、甲は、本委託業務を実施するため、必要があると認めるときは、前条第１項に定める額の確定前であっても、乙が甲の定める委託費交付請求書により行う請求に基づき委託費の全部又は一部の概算払いをすることができる。

３　甲は、乙から委託費交付請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して３０日以内に乙に対して委託費を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第１６条　甲は、前条第３項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し年〇パーセント***（※契約時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項に基づく「政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率」（昭和２４年１２月１２日大蔵省告示第９９１号））***の割合で計算した金額を支払遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（過払金の返還）

第１７条　乙が第１５条第２項に定める委託費の概算払を受けている場合において、その金額が、第１４条第１項により確定した額を超えることとなったときは、乙はその超える額を甲の指示に従って甲に返還しなければならない。

（委託業務の中止等）

第１８条　天災地変その他やむを得ない事由により、本委託業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。

２　前項の規定により契約を解除するときは、第１３条から前条までの規定に準じ精算する。

（不正行為等に対する措置）

第１９条　甲は、乙が公害健康被害予防事業に係る調査研究の委託業務に関する取扱要領（平成３０年細則第６号。以下この条において「要領」という。）第２条第１３号から第１５号までに定める不正行為、不正使用又は不正受給（以下「不正行為等」という。）をした疑いがあると認める場合、乙に対して調査を指示することができる。

２　乙は、前項の指示を受けたときは、その調査結果を文書により甲に報告しなければならない。また、甲は、必要に応じて自ら調査できるものとし、乙は、甲による調査に協力するものとする。

３　甲は、前項に定める報告又は調査の結果、不正行為等の事実が確認できたときは、要領第１９条の２において準用する研究活動における不正行為等への対応に関する規程（平成２８年規程第３３号）の規定に基づき必要な措置を講じることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

（委託業務の成果等の公表）

第２０条　乙は、本委託業務の成果等を公表する場合は、甲にその旨を報告するものとする。

（契約の解除）

第２１条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　乙が本契約に違反したとき。

⑵　乙が本委託業務の遂行に当たって不正、怠慢、その他不当な行為をしたとき。

⑶　研究代表者、共同研究者、研究協力者等が本委託業務において不正行為等を行ったとき。

⑷　機構の評価において、本委託業務を継続することが必要でないと認められるとき。

⑸　第４条、第３２条及び第３３条の規定に違反したとき。

(6)　破産手続開始の決定があったとき。
(7)　会社更生手続開始の決定があったとき。
(8)　民事再生手続開始の決定があったとき。

２　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、催告することなく本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者（以下「役員等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

３　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

４　第１項第３号及び第４号の規定により契約を解除したときは、甲は、乙がその時までに本委託業務に要した経費のうち、甲が負担すべき額を乙に対して支払うものとする。

（再受任者に関する契約解除）

第２２条　乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同研究機関並びに乙、共同研究機関又は再委託先が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が前条第２項又は第３項に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙において再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再

受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなく本契約を解除することができる。

（独立行政法人の中期目標期間等に係る特約）

第２２条の２　以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、甲は当事業年度の委託費を減額し又は本委託業務を中止させることができる。この場合において、委託費の減額又は本委託業務の中止によって乙に損害が生じても、甲は何ら責任を負うものではない。

（１）独立行政法人通則法第２９条の規定に基づき定められた甲の中期目標の期間終了時における事業評価において、国が甲の事業について、予算の停止若しくは縮減又は事業の廃止若しくは縮小等の判断をした場合

（２）甲の事業に対する国の予算、政策又は方針の変更等により、本契約の変更を行う必要が生じた場合

（契約解除に係る違約金）

第２３条　甲が第２１条第１項第１号、第２号、第５号から第８号まで、第２項、第３項又は前条第２項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は第６条の委託費の額（契約締結後、委託費の額を変更した場合には変更後の委託費の額をいう。以下同じ。）の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は第６条の委託費の額の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３　前２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第２４条　乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、第６条の委託費の額の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。本契約の履行が完了した後においても同様とする。

⑴　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以

下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２ 前項の規定に該当する場合は、甲は、本契約を解除することができる。

３ 乙は、本契約の履行を理由として、第１項の違約金を免れることができない。

４ 第１項に規定する場合において、乙は、甲が指定する期日までに違約金を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、年〇パーセント*（※契約時点における民法第 404 条に定める法定利率）*の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

５ 第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過する損害の額につき乙に賠償を請求することを妨げない。

６ 乙は、本契約に関して、第１項各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第２５条 甲は、第２１条第１項第１号、第２号、第５号から第８号まで、第２項、第３項又は第２２条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害

について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第２１条第１項第１号、第２号、第５号から第８号まで、第２項、第３項又は第２２条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　乙は、甲が前項の規定により損害の賠償を請求した場合は、損害金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（延滞金）

第２６条　乙は、第１７条の規定による委託費の返還、第２３条及び第２４条の規定による違約金等の支払い、又は前条第３項及び第２９条第３項の規定による損害金の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年〇パーセント***（※契約時点における民法第 404 条に定める法定利率）***の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（表明確約）

第２７条　乙は、第２１条第２項及び第３項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第２８条　乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をしてこれを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約不適合責任）

第２９条　業務の成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）があった場合は、甲は乙に対し相当の期間を定めて、甲が指定する方法により当該成果物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、又は代金の減額を請求することができる。

２　前項の場合において、その契約不適合により甲が契約した目的を達することができないときは、その期間内において、甲は、契約の解除をすることができる。この場合において、乙が損害をこうむることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

３　甲は、成果物に契約不適合があったことにより損害をこうむった場合には、乙に対してその契約不適合によりこうむった損害の賠償を請求することができる。

（成果物に関する所有権の帰属）

第３０条　第１３条の規定により本委託業務を完了したときをもって、当該成果物（委託調査研究成果報告書等）の所有権は、乙から甲に移転するものとする。

（知的財産権の範囲等）

第３０条の２　この条から第３１条までにおいて、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称していう。

ア　特許法（昭和３４年法律第１２１号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成１０年法律第８３号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

イ　著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定する著作権（著作権法第２１条から第２８条に規定する全ての権利を含む。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）

ウ　前ア及びイに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

(2) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、種苗法第２条第２項に規定する品種及び育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。

(3) 「実施」（ただし、第３０条の３第１項、第３０条の４第４号、第５号、第７号及び第８号並びに第３０条の５第７項において使用されるものに限る。）とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

(4) 「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権（仮

専用実施権を含む。）又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。

（知的財産権の帰属）

第３０条の３　甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究成果に係る知的財産権（委託調査研究成果報告書、その他これに類するものの著作権を除く。）を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権の放棄又は当該知的財産権の出願若しくは申請の取下をしようとする場合はこの限りではない。

なお、委託調査研究成果報告書等については、乙は、甲に対して一切の著作者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。

(1)　乙は、本研究成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、甲が別途定める様式により、その旨を甲に報告しなければならない。

(2)　乙は、甲が産業技術力強化法（平成１２年法律第４４号）第１７条第３項に定める国の要請に基づき、公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾するものとする。

(3)　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が産業技術力強化法第１７条第３項に定める国の要請に基づき、当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲の指定する第三者に許諾するものとする。

(4)　乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。 ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウのいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。）は、この限りではない。

ア　乙が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合（ただし、その子会社又は親会社が日本国外に存する場合を除く。）

イ　乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）に規定する承認事業者若しくは認定事業者に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

ウ　乙が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

(5)　乙は、甲が知的財産権の利用状況調査等を行う場合に必要な協力を行うものとする。

２　乙が前項各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認めるとき又は乙が第２１条第１項、第２項若しくは第３項に定める解除事由に該当した場合で甲から請求を受けたときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡

さなければならない。

3　乙は、 乙の発明者が行った発明等が本委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその乙の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属するよう、予めその乙の発明者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならない。

4　乙は、特段の事情により本委託研究を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる乙の発明者に対して、第１項各号の規定を遵守させるための措置を講じなければならない。

（知的財産権に関する報告・通知等）

第３０条の４　乙は、前条の規定に基づき乙に帰属することとなった知的財産権に関して、甲が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。

(1)　乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から６０日以内（海外出願の場合は９０日以内）に甲が別途定める様式により甲に通知するものとする。この際、乙は、本研究成果の内容が記載された出願又は申請書類（特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本）の複製を甲に提出するものとする。

(2)　乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を受けた日等から６０日以内（海外登録等の場合は９０日以内）に、甲が別途定める様式により、甲に通知するものとする。

(3)　乙は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、甲が別途定める様式を提出し、予め甲の承諾を得るものとする。

(4)　乙は、第三者に対し、専用実施権等を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、甲が別途定める様式を提出し、予め甲の承諾を得るものとする。

(5)　乙は、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾（以下「知的財産権の移転等」という。）を行った場合は、知的財産権の移転等をした日から６０日以内に甲が別途定める様式により、甲に対しそれぞれ通知するものとする。

(6)　第４号及び前号の規定にかかわらず、合併若しくは分割により移転する場合又は知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合には、乙は、甲の事前の承諾を得ることなく、知的財産権の移転等をした日から６０日以内に甲が別途定める様式により、甲に対しそれぞれ通知すれば足りるものとする。

(7)　乙は、知的財産権を自ら実施及び第三者に実施の許諾をしたときは、その日から６０日以内に甲が別途定める様式により、甲に通知するものとする。

(8)　乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承

諾、実施の許諾を行う場合、当該第三者をして本条及び前条第１項各号に定める遵守事項を遵守させるものとする。

⑼　乙は、本研究成果に係る知的財産権の放棄又は知的財産権の出願若しくは申請の取下を行う場合は、その放棄又は取下を行う１ヶ月以上前に、甲が別途定める様式により甲に通知するものとする。

（知的財産権に関するその他事項）

第３０条の５　甲及び乙は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係る一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。

２　甲及び乙が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、両者協議の上、共同出願契約書を締結しなければならない。

３　乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究の成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

４　乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本委託研究の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。

５　甲及び乙は、第３０条の２第１号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

６　前項の秘匿すべき期間及び指定の方法は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。

７　乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わねばならない。

８　乙は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（ＰＣＴ国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「令和〇年度、独立行政法人環境再生保全機構　公害健康被害予防事業調査研究、産業技術力強化法第１７条の適用を受ける特許出願」

９　第３０条の３から本条前項までの規定は共同研究機関に準用するものとし、乙は、共同研究機関に対し、知的財産権についての報告を甲に提出することを遵守させるものとする。

（著作権等の保証）

第３１条　乙は、甲に対し、委託調査研究成果報告書等の成果物について第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証する。

２　成果物について第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。

（秘密の保全）

第３２条　乙は、本委託業務の履行に際し知得した相手方の秘密（第３０条の２の知的財産権の対象とならない技術情報等を含む。）を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（個人情報の保護）

第３３条　乙は、本委託業務に関して個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報を取り扱う場合には、同法その他の関係法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって当該個人情報を取り扱わなければならない。

２　乙は、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、個人情報の管理状況等について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。

４　乙が第４条の規定に基づき本委託業務の一部を第三者に再委託する場合、乙が果たすべき個人情報の管理の措置と同等の措置を再委託先に求めるとともに、必要があるときは個人情報の管理状況等を調査し、再委託先に対して必要な指示をしなければならない。

５　乙は、前項の調査又は指示を行ったときは、甲の求めに応じて、それらの内容を甲に対して報告しなければならない。

６　乙は、分担研究者又は再委託先が本委託業務に関係して取得した個人情報の漏洩、滅失、毀損、盗難等の事故を知った場合、又はそのおそれが生じた場合（その兆候を把握した場合を含む。）には、直ちにその拡大を防止するための適切な措置をとるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。

７　甲が、前項の事故により当該個人、又は第三者から損害賠償請求その他の請求を受けたとき、甲は乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むが、これに限定されない）を求償することができる。なお、当該請求権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

（委託費の返還）

第３４条　甲は、第９条に規定する期間において、「委託調査研究完了・精算報告書」について不正の事実を確認した場合には、乙に対して委託費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第３５条　乙は、前条の規定による委託費の返還を命ぜられたときは、甲が委託費の不正の事実を確認した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を甲に納付しなければならない。

２　前条の規定による委託費の返還期限は、返還命令の日から２０日以内とする。返還期限内に納付しないときは、乙は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付しなければならない。

３　甲は、前２項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、乙の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の一部又は全部を免除することができる。

（再委託等契約内容の制限）

第３６条　乙は、第４条の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に第２０条、第３０条から第３３条までと同様の規定を定めなければならない。

（債権債務の譲渡等の禁止）

第３７条　乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本委託業務の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。

（存続条項）

第３８条　第８条、第９条、第１０条第６項及び第７項、第１９条、第２４条及び第３０条から第３５条までの規定は、本契約終了後も期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。

（その他）

第３９条　本契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

２　本契約に関する紛争は、訴額に応じて甲の所在地の管轄地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　神奈川県川崎市幸区大宮町１３１０番
独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職　理事　　○○　○○　　印

乙　○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○　○○　　○○　○○　　印

（別紙）

年度別委託費表

実　施　期　間	年度別委託費の上限	うち税抜額	うち消費税及び地方消費税の額	備　考
年　　月　　日から 年　　月　　日まで	円	円	円	
年　　月　　日から 年　　月　　日まで	円	円	円	
年　　月　　日から 年　　月　　日まで	円	円	円	
合　　計	円	円	円	

※「合計」は、第６条第１項の総額と一致しているか確認すること。

※　「合計」は、電卓で検算すること（Excel で作成した金額を張り付けた場合、それぞれの単位未満の金額が合計されているときなどがあることに留意。）。

※　金額は半角 or 全角とし、カンマ（,）を記載すること。